

東京都食品安全推進計画の改定について

東京都食品安全条例（以下「安全条例」という。）に基づき策定した現行の東京都食品安全推進計画（第3期：平成27年度～令和2年度、以下「現行計画」という。）が計画期間の最終年度を迎えるため、都内の食品安全を取り巻く状況等を踏まえ、現行計画を改定する。

1 食品安全推進計画の概要・位置づけ

- 安全条例に基づき、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品安全審議会における審議を踏まえ策定

第1期：平成17年度～平成21年度

第2期：平成22年度～平成26年度

第3期：平成27年度～令和2年度【現行】

- 3つの柱及びそれらを実現するための具体的な施策（基本施策46・重点施策11）を策定

施策の柱1：国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

- ・グローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主管理の推進（6施策）
- ・事業者に対する技術的支援（3施策）

施策の柱2：情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

- ・食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進（7施策）
- ・食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実（8施策）
- ・新たな制度に基づく食品表示の適正化の推進（2施策）
- ・緊急時の体制整備（3施策）

施策の柱3：世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

- ・情報の発信、意見の交流等の推進（4施策）
- ・教育・学習の推進（2施策）
- ・都民及び事業者の意見の反映（3施策）

施策の基盤：安全を確保する施策の基盤づくり

- ・基盤となる調査研究・技術開発（3施策）
- ・人材の育成（1施策）
- ・区市町村、国等との連携等（4施策）

2 重点施策の主な取組

施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

- 東京都工コ農産物認証制度の推進
 - ・環境保全型農業に取り組む農業者の技術支援
- 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
 - ・マニュアル作成セミナー開催やリーフレットの配布
- 国際基準であるHACCP導入支援
 - ・専門監視班による監視指導、HACCP導入型基準の周知

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

- 食品安全情報評価委員会による分析・評価
 - ・収集した情報を分析・評価し、行政に具体的な提言を実施
- 輸入食品対策
 - ・輸入食品の検査、輸入事業者の自主管理推進支援
- 「健康食品」対策
 - ・健康食品試買調査、取扱事業者向け講習会の開催
- 法令・条例に基づく適正表示の指導
 - ・東京都食品表示相談ダイヤルの設置、食品表示法講習会の開催
- 食品安全に関する危機管理体制の整備
 - ・首都圏食中毒予防連絡会の開催、担当者による危機管理訓練

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

- 食品安全情報の世界への発信
 - ・「食品衛生の窓」消費者向け情報等を英語化し、海外へ情報発信
- 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
 - ・食の安全都民フォーラム、食の安全都民講座等を開催
- 総合的な食物アレルギー対策の推進
 - ・保育所等での緊急時対応研修の開催、「東京都アレルギー情報navi」の開設

3 食品安全を取り巻く最近の状況

○広域的・大規模な食中毒事件の発生

- 【刻み海苔関連ノロウイルス食中毒（平成29年）】
 - ・広域流通していた「刻み海苔」を原因とする分散型広域食中毒事件（ディフューズアウトブレイク）と判明

- 【同一遺伝子型の腸管出血性大腸菌による食中毒等の広域発生】
 - ・総菜チェーン店や飲食店における腸管出血性大腸菌O157食中毒の広域発生（平成29年）

- 【回転寿司チェーン店における腸炎ピブリオ食中毒（平成30年）】
 - ・統一的に食材の供給や衛生管理を実施するチェーン店の場合、同時多発的に問題が発生する可能性がある

○食物アレルギー患者は高止まり

- ・アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（東京都）
食物アレルギーと診断された3歳児は依然として高い傾向
（平成21年度:14.4%、平成26年度:16.7%）※令和元年度は集計中
- ・食物アレルギーに関する全国実態調査（消費者庁）
患者の誤食による発症の割合が高い
（平成27年:44.7%、平成30年:42.2%）

国の動向

○改正食品衛生法の完全施行（令和3年6月）

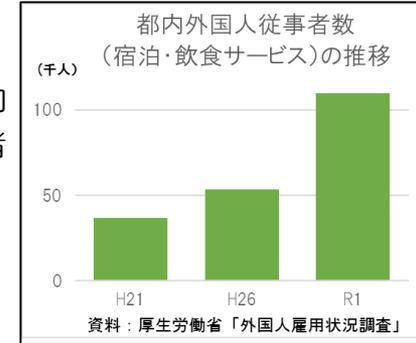
- ・原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務づけ
- ・食中毒のリスク等により、営業許可業種を見直し、HACCPに沿った衛生管理の対象事業者を明確にするため、営業届出制度を創設
- ・特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度を創設

○新型コロナウイルス感染症の世界的な流行

- ・飲食店がデリバリー等をはじめると業態転換が増加

○東京2020大会の開催等

- ・訪都及び訪日外国人数は増加傾向
- ・都内飲食店等で働く外国人従事者も増加



○食品流通のグローバル化

- ・TPP11協定、日EU・EPA協定、日米貿易協定等の自由貿易の進展により食品の輸出入が増加

○高齢化のさらなる進展

- ・食中毒のハイリスクグループである高齢者が増加
- ・健康志向の高まりから、健康食品の需要増加が想定される
- ・認知症カフェや子ども食堂等の食提供を伴うボランティア等の増加

○食品表示法の完全施行（令和2年4月）・表示基準の改正

- ・栄養成分表示の義務化など新基準に基づく表示が必要
- ・新たな原料原産地表示制度に対応が必要（令和4年4月以降）
- ・アレルゲン表示や食品添加物表示が見直される予定

4 改定の方向性(案)

- 現行計画の体系を基礎として、これまでの実績や今後の動向を勘案して基本施策を策定
- 基本施策の中から、特に重点的・優先的に取り組むものを重点施策として選定
- 令和3年度から令和7年度までの5か年計画とする

今後の5年間を見据えた課題

- 生産から消費まで、高度な衛生管理（HACCPなど）を速やかに定着させ、衛生管理の好循環を生み出していく必要がある
⇒施策2、3
- 多様化が進む食品の提供主体（子供食堂や認知症カフェなど）の衛生管理を向上させる必要がある
⇒施策4
- 広域的・大規模な食中毒事案の発生及び拡大防止を図るため、国、区市等の関係自治体間の更なる連携の充実が求められる
⇒施策29
- 訪都・在都外国人（従事者を含む）に法制度の理解を促し、調査や指導が円滑に実施できるよう、外国人向け情報の発信が必要である
⇒施策32

既存の取組に加え、新たな課題に対応

次期計画の施策の柱と11の重点施策

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

施策2 東京都GAP認証の推進 **新規**

施策3 HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進 **法改正** **拡充**

施策4 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進 **新規**

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

施策16 食品安全情報評価委員会による分析・評価

施策23 輸入食品対策

施策24 「健康食品」対策 **法改正**

施策26 新たな表示制度等による適正表示の推進

施策29 食品安全に関する健康危機管理体制の充実 **法改正** **拡充**

施策の柱3 関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

施策32 訪都・在都外国人への情報発信 **新規**

施策33 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

施策34 総合的な食物アレルギー対策の推進

施策の基盤

- 調査研究・技術開発
- 人材育成
- 区市等との連携